

○ふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱

平成22年11月26日

訓令第60号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項（令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により、落札者を決定するための低入札価格調査制度（以下「調査制度」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 直接工事費 建設工事の予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額をいう。以下同じ。）算出の基礎となった直接工事費をいう。
- (2) 共通仮設費 建設工事の予定価格算出の基礎となった共通仮設費をいう。
- (3) 現場管理費 建設工事の予定価格算出の基礎となった現場管理費をいう。
- (4) 一般管理費 建設工事の予定価格算出の基礎となった一般管理費をいう。
- (5) 基準価格 契約の内容に適合した履行がされない恐れがあると認められる基準として、あらかじめ設定した価格をいう。

(対象とする契約)

第3条 調査制度の対象とする契約は、建設工事請負契約のうち総合評価方式により入札を行うものとする。

(平29訓令26・一部改正)

(建設工事の低入札価格調査基準価格の算定方法等)

第4条 建設工事の低入札価格調査基準価格（以下「基準価格」という。）は、予定価格算出の基礎となった建設工事の設計額（消費税及び地方消費税に相当する額を控除した額をいう。）に、次に掲げる算定方法によって得た額（算出した額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）の合計額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 前項の規定により得られた合計額が当該建設工事の予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては当該建設工事の予定価格に10分の9.2を乗じた額とし、10分の7.5に満たない場合にあっては当該建設工事の予定価格に10分の7.5を乗じた額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、通常、経費の内訳を算出しないもの又は算出できないものについては、契約ごとに予定価格の10分の7.5から10分の9.

2までの範囲内で設定するものとする。

4 建設工事に基準価格を設定するときは、当該建設工事の一般競争入札の告示又は指名競争入札の参加者の指名に係る通知において、その旨を明示するものとする。

5 第1項から第3項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。ただし、1,000円未満の端数を切り捨てた額が予定価格の10分の7.5に満たない場合にあっては、その端数を切り上げる。

(平23訓令25・平23訓令36・平24訓令55・平25訓令43・平28訓令50・平29訓令26・令元訓令5・令4訓令28・一部改正)

(予定価格書への記載)

第5条 基準価格を設けたときは、当該基準価格を建設工事の予定価格書に記載するものとする。

(平24訓令55・旧第6条繰上)

(入札の執行)

第6条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（以下「最低価格入札者」という。）の入札が、基準価格未満の価格での入札（以下「低入札」という。）であるときは、当該入札に係る落札者の決定は保留し、次条に規定する調査等を行う。

(平23訓令36・一部改正、平24訓令55・旧第7条繰上・一部改正)

(調査等)

第7条 最低価格入札者の入札が低入札であるときは、契約の内容に適合した履行がされるかどうか、別に定める事項について事情聴取その他の調査を行い、当該調査の結果により最低価格入札者を契約の相手方とすることの適否について審査する。当該審査は、契約担当課長、入札執行者、事業担当課長、設計担当課長、設計担当者（設計を委託した場合は、当該設計図書の点検者）が行う。

2 審査の結果、契約の内容に適合した履行がされると認められる場合は、最低価格入札者を落札者とし、履行がされないおそれがあると認められる場合は、その者を落札者とせず、予定価格の範囲内においてその者に次ぐ低価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者とする。

3 前2項の規定は、次順位者が低入札に該当した場合に準用する。

4 前3項の規定により契約の相手方を決定した場合には、速やかに書面をもってその旨を入札に参加した者に通知する。

(平23訓令36・一部改正、平24訓令55・旧第8条繰上・一部改正)

(入札経過の報告)

第8条 前条第2項（前条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定したときは、入札（開札）調書に、入札経過を記載するものとする。

（平24訓令55・追加）

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査制度の実施に関し、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

（平24訓令55・旧第10条繰上・一部改正）

附 則

この訓令は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第25号）

この訓令は、平成23年5月10日から施行する。

附 則（平成23年訓令第36号）

この訓令は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成24年訓令第55号）

この訓令は、平成24年7月30日から施行する。

附 則（平成25年訓令第43号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後のふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱及びふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度試行実施要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に公告した一般競争入札又は指名通知した指名競争入札における低入札価格調査基準価格又は最低制限価格（以下この項において「低入札価格調査基準価格等」という。）の算定から適用し、この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前のふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱及びふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度試行実施要綱の規定により算定された低入札価格調査基準価格等については、なお従前の例による。

附 則（平成28年訓令第50号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正後のふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱及びふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度試行実施要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に公告した一般競争入札又は指名通知した指名競争入札における低入札価格調査基準価格又は最低制限価格（以下この項において「低入札価格調査基準価格等」という。）の算定から適用し、この訓

令の施行の日前にこの訓令による改正前のふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱及びふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度試行実施要綱の規定により算定された低入札価格調査基準価格等については、なお従前の例による。

附 則（平成２９年訓令第２６号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成２９年６月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令による改正後のふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱及びふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度試行実施要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に公告した一般競争入札又は指名通知した指名競争入札における低入札価格調査基準価格又は最低制限価格（以下この項において「低入札価格調査基準価格等」という。）の算定から適用し、この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前のふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱及びふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度試行実施要綱の規定により算定された低入札価格調査基準価格等については、なお従前の例による。

附 則（令和元年訓令第５号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和元年９月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令による改正後のふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱及びふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度実施要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に公告した一般競争入札又は指名通知した指名競争入札における低入札価格調査基準価格又は最低制限価格（以下この項において「低入札価格調査基準価格等」という。）の算定から適用し、この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前のふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱及びふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度試行実施要綱の規定により算定された低入札価格調査基準価格等については、なお従前の例による。

附 則（令和４年訓令第２８号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和４年１０月１日から施行する。
（経過措置）
- 2 この訓令による改正後のふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱及びふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度実施要綱の規定は、この訓令の施行の日以後に公告した一般競争入札又は指名通知した指名競争入札における低入札価格調査基準価格又は最低制限価格（以下この項にお

いて「低入札価格調査基準価格等」という。)の算定から適用し、この訓令の施行の日前にこの訓令による改正前のふじみ野市建設工事における低入札価格調査制度試行実施要綱及びふじみ野市建設工事等における最低制限価格制度実施要綱の規定により算定された低入札価格調査基準価格等については、なお従前の例による。